



**【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】**

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(           年    月    日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。  
この場合の本契約からの労働条件の変更の有無( 無 ・ 有 (別紙のとおり) )

上記につき了解しました。

年    月    日

自署

---